

○実践女子大学・実践女子大学短期大学部動物実験等の実施に関する規程  
(平成23年10月19日制定)  
改正 平成26年4月1日改正 平成27年3月19日改正

(目的)

第1条 この規程は、実践女子大学（以下「大学」という。）及び実践女子大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）の専任教員が、大学及び短期大学部において動物実験等を計画し実施する際に、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）等に基づくとともに、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準、動物の処分方法に関する指針、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針等（以下「法律等」という。）を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点、安全確保の観点及び環境保全の観点から、動物実験等を適正に行うために必要な事項を定める。

(原則)

第2条 動物実験等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項（3Rの原則）に基づき、適正に行わなければならない。

- (1) 代替法の活用（Replacement）科学上の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。
- (2) 使用数の削減（Reduction）科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくする。
- (3) 苦痛の軽減（Refinement）科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

(定義)

第3条 この規程で用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「動物実験等」とは、次号に規定する実験動物を教育又は試験研究における科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、大学及び短期大学部に設置されている、動物飼育室をいう。
- (4) 「実験室」とは、大学及び短期大学部に設置されている、動物実験室をいう。
- (5) 「施設等責任者」とは、実験室及び飼養保管施設の管理を担当する責任者をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験責任者のもと、動物実験を実施する者（教員、助手、研究者、学生）をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「飼養者」とは、動物実験責任者のもとで、実験動物の飼養又は保管を行う者をいう。
- (10) 「学部等」とは、研究科、学部、短期大学部をいう。

- (11) 「学部長等」とは、前号に規定する学部等の長をいう。
- (12) 「学科等」とは、学科、課程、研究所、センターをいう。
- (13) 「主任等」とは、前号に規定する学科等の長をいう。

(動物実験委員会)

第4条 動物実験等の適正な実施を推進するため、大学及び短期大学部に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は別に定める。

(学長の責務)

第5条 学長は、動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる任務を果たす。

- (1) 第4条に定める委員会の委員長及び委員を任命すること。
- (2) 動物実験計画の実施審査を行うこと。
- (3) 動物実験計画の変更承認を行うこと。
- (4) 第6条第3号に基づき、動物実験方法の改善勧告、動物実験計画の変更及び一時停止命令並びに承認の取消を行うこと。
- (5) 動物実験計画の実施結果の報告の最終的な確認及び承認を行うこと。

(学部長等の責務)

第6条 学部長等は、動物実験等の実施に関する包括的な責任を有し、次の各号に掲げる任務を果たす。

- (1) 第5条に定める委員会の委員を推薦すること。
- (2) 委員会の審議結果に基づき、学長に動物実験計画の提案を行うこと。
- (3) 動物実験等の実施状況を把握し、必要に応じて、学長に動物実験方法の改善、動物実験計画の変更、動物実験等の一時停止及び承認取消に係る提案を行うこと。
- (4) 動物実験計画の実施結果の報告の確認を行い、学長に報告すること。

(主任等の責務)

第7条 主任等は、当該学科における動物実験等の実施に関する直接的な責任を有し、次の各号に掲げる任務を果たすとともに、学部長に報告する。

- (1) 動物実験の適正な実施に係る動物実験実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成すること。
- (2) 大学又は短期大学部それぞれに設置する委員会を運営すること。
- (3) 動物実験責任者から提出された動物実験計画を精査し、委員会に提案すること。
- (4) 動物実験責任者に動物実験等の終了後、速やかに終了報告及び計画実施結果の報告を行わせ、委員会に提案すること。
- (5) 動物実験等における施設等の適正な管理保全にあたり、必要に応じて動物実験責任者に勧告等を行うこと。
- (6) 動物実験等実施者の教育訓練及び健康管理にあたること。
- (7) その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じること。

(動物実験責任者の責務)

第8条 動物実験責任者は、次に掲げる各号に従い動物実験等に係る業務を統括する。

- (1) 動物実験計画書を法律及び規程等に従って作成すること。

- (2) 動物実験等を行う場合は、動物実験計画に関する必要書類（様式1）を主任等に提出し、必要な手続を経て委員会の承認を得た後、当該実験を実施すること。
- (3) 動物実験計画書を提出後、計画に変更があった場合は必要書類（様式2）を主任等に提出し、必要な手続を経て委員会の承認を得た後、変更を適用すること。
- (4) やむを得ない事情により動物実験等を中止せざるを得ない場合は、直ちに実験中止を主任等に報告するとともに、中止後の対応を記載した必要書類（様式3）を提出し、委員会の承認を得ること。
- (5) 動物実験等が終了したときは、速やかに終了報告書（様式4）及び計画実施結果報告書を主任等に提出し、承認を得ること。
- (6) 動物実験等の実施状況を必要に応じて主任等に報告し、勧告等に従うこと。
- (7) 動物実験等を実施する動物実験実施者（教員、助手、研究者、学生）及び飼養者に対し、直接適切な管理・監督及び教育訓練を行うこと。
- (8) 動物実験等を実施する実験室、飼養保管施設等の管理を責任をもって行うこと。
- (9) その他、法律等及び諸規程並びにマニュアルを十分に遵守して動物実験等を行うこと。

（施設等責任者及びその責務）

第9条 施設等責任者は、次に掲げる各号に従い施設等の管理に係る業務を担当する。

- (1) 適正な管理保全を行うこと。
- (2) 管理状況について、必要に応じて、主任等に報告し、勧告等に従うこと。
- (3) その他、法律及び諸規程等を十分に遵守して施設等を管理すること。

2 施設等責任者は、動物実験責任者の中から協議により決定する。

（安全管理上注意を要する動物実験等）

第10条 主任等は、安全管理上注意を要する動物実験等については、当該動物実験等を実施する前に、動物実験責任者に対して、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 法律、規程等を遵守し、必要な手続が行われていること。
- (2) 人の安全及び健康が確保されていること。
- (3) 実験動物の飼養保管が適切に行われていること。
- (4) 安全確保及び環境保全に関して適切な配慮がされていること。
- (5) 施設等の利用が適切に行われていること。
- (6) その他、安全管理上問題がないこと。

（教育訓練）

第11条 主任等は、動物実験責任者及び動物実験実施者に対して、実験動物の飼養及び保管又は動物実験等に従事する際には、動物実験講習会を開催し、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 法律等及び諸規程の遵守に関すること。
- (2) 動物実験等の実施及び実験動物の取扱いに関すること。
- (3) 実験動物の飼養、保管に関すること。

- (4) 安全確保及び環境保全に関すること。
- (5) 施設等の利用に関すること。
- (6) その他、動物実験等に関連すること。

(健康管理)

第12条 主任等は、動物実験等実施者の健康管理について、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 動物実験等に関与する者に対し、動物実験等の実施期間内に定期的に健康観察を行うこと。
  - (2) 動物実験等の実施による健康被害が疑われる場合には、直ちに医師の診察を受けさせること。
- 2 動物実験実施者は、自己の健康管理に努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験実施者の健康管理に努めるとともに、当該動物実験による健康被害が疑われる場合には、直ちに実験を中止し、主任等に連絡すること。

(緊急時の措置)

第13条 主任等は、事故もしくは地震、火災、その他の災害のため、生物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(異常事態発生時の措置)

第14条 飼養保管施設あるいは実験室で異常事態を発見した者は、直ちに動物実験責任者及び施設等責任者に通報しなければならない。

- 2 動物実験責任者及び施設等責任者は、必要に応じて緊急措置をとるとともに直ちに主任等及び学部長等に通報し、指示を仰がねばならない。
- 3 学部長等は、異常事態が発生し緊急措置を講じた場合は、速やかに異常事態発生の状況及び応急措置の概要等を学長に報告する。

(施設、設備)

第15条 主任等は、動物実験等が法律及び規程等に沿って実施できるよう、施設及び設備の整備に努める。

(自己点検・評価及び検証)

第16条 学長は、大学及び短期大学部における動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、学部長等に対し動物実験実施状況の報告資料の提出求め、委員会による動物実験実施状況の点検及び評価を定期的に要請する。

- 2 前項の評価に関し、学長は大学及び短期大学部以外の者による、検証を行うことに努める。

(情報公開)

第17条 学長は、大学、短期大学部における動物実験等に関する情報を定期的に公表する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、合同教授会の議を経て、学長が決定し、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年10月19日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日改正)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。